久留米市イメージキャラクターくるっぱのデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「久留米市イメージキャラクターくるっぱ」のデザイン(以下「デザイン」という。)を使用する際に必要な事項を定め、久留米市(以下「市」という。)の PR、市産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(デザインに関する権利)

- 第2条 デザインに関する一切の権利は、市に属する。
- 2 使用できるデザインは別に定める。

(許諾)

- 第3条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長の許諾を受けなくてはならない。
- 2 前項の規定は、使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

(申請)

- 第4条 申請者は、事前に使用許諾申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に関係 書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(申請の省略)

- 第5条 前条の規定に係わらず、次の各号に掲げる場合は、申請を省略することができる。
 - (1) 市及び市外郭団体(市及び市外郭団体が事務局を務める任意団体を含む)が実施する 事業において、非営利を目的として使用する場合
 - (2) 報道機関が報道を目的として使用する場合
 - (3) 官公庁が広報の目的で使用する場合
 - (4) 教育機関が教育の目的で使用する場合
 - (5) 非営利目的で個人で使用する場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が申請を必要としないと認めた場合

(審杳)

- 第6条 市長は、第4条の申請書が提出されたときは、当該使用が市のPRや市産品の推進 に寄与するか、デザインが適正に使用されているか等、使用の適当性について審査を行う。
- 2 市長は、前項の規定により審査を行うにあたり、デザインの使用が、次の各号に該当する場合は、デザインの使用を許諾しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
 - (2) 久留米市及びキャラクター等の信用、品位、イメージを害し、又は正しい理解の妨げになる場合
 - (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような 誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
 - (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
 - (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

- (6) 立体物で、その表現がデザインの立体物として認められない場合
- (7) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する 者又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体である場合。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合

(決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による審査を行ったうえで、デザインの使用の許諾又は不許諾 の決定を行ったときは、使用許諾 (不許諾) 通知書 (様式第2号) にて申請者に対し当該 決定の内容を通知するものとする。
- 2 市長は、許諾の決定を行った場合において、必要があると認める場合には、デザインの 使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用許諾の期間)

- 第8条 デザインの使用許諾の期間は、前条の規定により使用許諾の決定を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、デザインの使用期間が限定されているときは、使用期間の末日までとする。
- 2 前項の期間満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用料)

第9条 デザインの使用料は無料とする。

(使用者の遵守事項)

- 第10条 使用者は、デザインを使用するときは、次に掲げるすべての事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) デザインの商標権が市に帰属していることを承知し、自己のキャラクターや商標として使用しないこと。
 - (2) デザインの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないように十分に注意すること。
 - (3) 他人にその使用権を譲渡、転貸又は継承しないこと。
 - (4) 第7条の規定により使用許諾を受けた者は、原則として、くるっぱ愛称ロゴ及び「久留米市イメージキャラクター」の文字を記載すること。
 - (5) 使用者は、第三者に使用対象物の製造を委託する場合は、使用者が使用許諾を受けること。
 - (6) 市長が別に定める使用マニュアルに基づき変形、装飾、変色、変更、修正等を行うことなく原画を忠実に表現すること。ただし、市長が特に認める場合を除く。

(許諾内容の変更等)

- 第11条 使用者は、許諾内容について変更しようとする場合、あらかじめ変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適

当と認められるときは、これを許諾し、変更許諾(不許諾)通知書(様式第4号)にて 当該決定の内容を通知するものとする。

(使用に起因する問題)

- 第12条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じた場合、自らの責任のもとに、 速やかに適切な措置を講じるとともに市長に報告しなければならないものとする。この 場合において、市長は一切の責任を負わない。
- 2 前項に伴い、市に損害等が発生したときには、市は使用者に対し、必要な損害賠償を請求することができる。

(報告及び調査)

- 第13条 市長は、デザインの使用について許諾を受けた者に対し、使用状況についての報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- 2 使用者は、第8条第1項の満期終了日までに使用報告書(様式第5号)にて、使用状況について報告しなければならない。
- 3 前項の規定に係わらず、使用対象物が販売を伴わない場合は報告を省略することができる。

(改善の指示等)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対し改善を指示することができる。この場合において、使用者が当該指示に従わないときは、デザインの使用許諾を取り消し、かつ、使用を中止させることができる。
 - (1) この要綱に定める事項に違反した場合
 - (2) 使用許諾の際に付した条件に違反した場合
- 2 前項の規定によるもののほか、使用者が虚偽の申請を行いデザインの使用許諾を受けていることが判明したときは、市長は、当該デザインの使用許諾を取り消し、かつ、中止させることができる。

(無許諾の使用)

第15条 市長は、デザインの無許諾使用については、その使用の中止を求めることができる。

(使用許諾の取り消し、又は使用の中止に起因する問題)

第16条 第14条又は前条の規定による使用許諾の取り消し、又は使用の中止により使用者に生じた損害について、市長は一切の責任を負わない。

(その他)

第17条 市長は、デザインの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

- この要綱は、平成25年3月16日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年2月10日から施行する。
- 2 ただし、使用期間が令和3年3月31日までの申請については、なお従前の例により取り扱うものとする。

久留米市長 あて

住所(所在地)	
団体名	
ふりがな	
代表者名	
生年月日	

久留米市イメージキャラクターくるっぱデザイン使用許諾申請書

久留米市イメージキャラクターくるっぱデザインの使用について、許諾を得たいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1.使用新規または継続について	□新規	□継続	
2. 使用区分	□広告物 () 種 □雑貨 □文房具 () 種 □衣類 □玩具 () 種 □金券	()種 □食品 ()種()種 □IT ()種()種 □梱包物()種	
3. 使用期間	年 月 日 ~	年 月 日	
4. 使用品の名称※			
5. 販売の有無※ *販売有の場合は 販売の単価・場所、 プロモーションサ イトへの掲載可否		□ 無 说込) □可 □不可 □使用報告書を提出する必要があります。	
6. 担当者連絡先	氏名: 電話	舌番号:	
7. その他特記事項			
8. 使用にあたっての誓約	 □ 私は、久留米市イメージキャラクターくるっぱのデザイン使用に関する要綱及び各デザイン使用規定を遵守します。万が一、各規定の不履行等により、久留米市長から改善の指示等が生じた場合は、指示内容に従います。 □ 私は、デザインの使用について、暴力団との関係の有無を含む調査を市長が実施することに同意します。 		
9. 添付書類	□ 企業・団体等の概要書、個人の *新規の方、または継続 □ 使用方法が分かる見本 □ その他、市長が必要と認める書	売で概要等が変更になった方のみ提出	

※「4. 名称」及び「5. 販売の有無」について、使用品が複数ある場合は裏面へご記載ください。

第1号様式(裏面)

◆使用品一覧

	使用品の名称	販売の有無	備考 (期間の変更等)
2		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
3		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
4		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
5		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
6		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
7		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
8		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
9		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	
10		□有 □無 販売単価 : 円(税込) 販売場所 : サイト掲載:□可 □不可	

 第
 号

 年
 月

 日

様

久留米市長

久留米市イメージキャラクターくるっぱデザイン使用許諾(不許諾)通知書

年 月 日付で申請のあった久留米市イメージキャラクターくるっぱのデザイン使用について、下記のとおりとしましたので通知します。

記

区分	条件		
□許諾	ただし、次の条件を遵守ください。 1 使用に際しては、要綱および使用規定を遵守すること。不正が認められた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収、撤去を行うこと。		
	2 使用期限は、 年 月 日までとする。3 商標登録等は一切認めない。		
□不許諾			

			年	月	日
久留米市長 あて					
	住所(所在地)_				
	団体名_				
	ふりがな				
	代表者名				印
	生年月日 _				
	記				
使用品の名称					
変更内容					
担当者連絡先					
その他特記事項					

【添付資料】

- ○変更内容の分かる書類や見本等
- ○当初の使用許諾書の写し (コピー)

第号年月日

様

久留米市長

久留米市イメージキャラクターくるっぱデザイン使用内容変更許諾(不許諾)通知書

年 月 日付で変更申請のあった久留米市イメージキャラクター くるっぱのデザイン使用について、下記のとおりとしましたので通知します。

記

区分	条件	
□ 許 諾	ただし、次の条件を遵守ください。 1 使用に際しては、要綱を遵守すること。不正が認められた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収、撤去を行うこと。 2 使用期限は、 年 月 日までとする。 3 商標登録等は一切認めない。	
□不許諾		

年	月	日

久留米市長 あて

住所(所在地)	
団体名	
ふりがな	
代表者名	印
生年月日	

久留米市イメージキャラクターくるっぱデザイン使用報告書

年 月 日付 第 号で許諾を受けた久留米市イメージキャラクターくるっぱのデザイン使用について、次のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 使用期間	年 月 日~ 年 月 日
2. 使用品の名称※	
3. 今年度売上額※	円
4. 継続使用の有無	□有 □無 *継続使用有の場合は、次年度も使用許諾申請書を 提出する必要があります。
5. 担当者連絡先	氏名: 電話番号:
6. その他特記事項	

※「2. 名称」及び「3. 売上額」について、使用品が複数ある場合は裏面へご記載ください。

第5号様式(裏面)

◆使用品一覧

	使用品の名称	今年度売上額
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円